

令和 3 事務年度における相続税の調査等の状況

令和 4 年 12 月
大 阪 国 税 局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税に対する実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実地調査を実施しました。

令和3事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実地調査件数が大幅に減少した令和2事務年度から、実地調査件数（966件）、追徴税額合計（101億円）ともに増加（対前事務年度比115.4%、129.0%）しました。

また、1件当たりの申告漏れ課税価格（4,541万円）及び1件当たりの追徴税額（1,046万円）はともに、過去10年間で最高となりました。

○ 相続税の実地調査実績

事務年度等		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比
項 目				
①	実地調査件数	件 837	件 966	% 115.4
②	申告漏れ等の非違件数	件 733	件 862	% 117.6
③	非違割合 (②/①)	% 87.6	% 89.2	ポイント 1.7
④	重加算税賦課件数	件 111	件 114	% 102.7
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 15.1	% 13.2	ポイント ▲ 1.9
⑥	申告漏れ課税価格 (注)	億円 309	億円 439	% 142.1
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	億円 64	億円 52	% 80.6
⑧	追徴 税 額	本税 億円 67	億円 88	% 131.3
⑨		加算税 億円 11	億円 13	% 115.3
⑩		合計 億円 78	億円 101	% 129.0
⑪	1 実 件 地 当 調 た 査 り	申告漏れ課税価格 (⑥/①) (注) 万円 3,688	万円 4,541	% 123.1
⑫		追徴税額 (⑩/①) 万円 936	万円 1,046	% 111.8

(注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

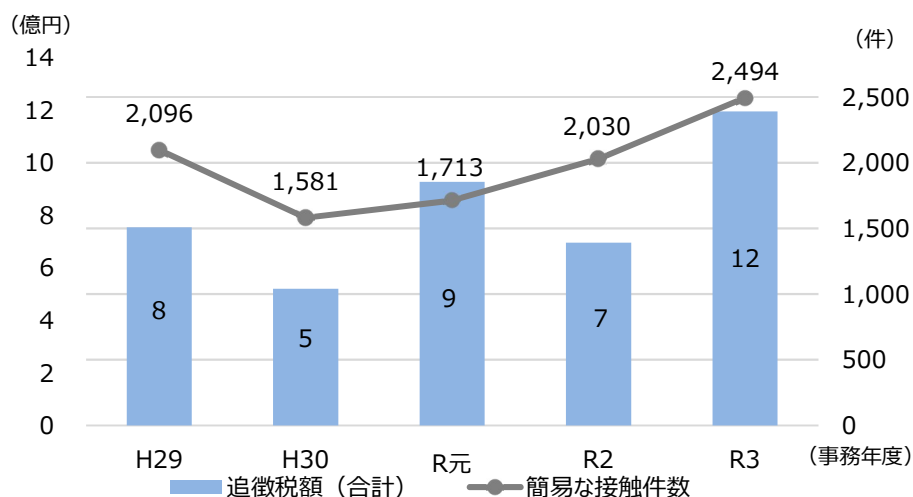
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和3事務年度においては、令和2事務年度に引き続き接触に積極的に取り組むことにより、簡易な接触件数は2,494件（対前事務年度比122.9%）、申告漏れ等の非違件数は530件（同152.3%）、申告漏れ課税価格は95億円（同165.4%）、追徴税額合計は12億円（同172.0%）と、いずれも簡易な接触の事績を集計し始めた平成28事務年度以降で最高となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

事務年度等 項 目			令和 2 事務年度	令和 3 事務年度	対前事務年度比
①	簡易な接触件数		件 2,030	件 2,494	% 122.9
②	申告漏れ等の非違件数		件 348	件 530	% 152.3
③	申告漏れ課税価格		億円 57	億円 95	% 165.4
④	追 徴 税 額	本税	億円 7	億円 11	% 168.5
⑤		加算税	億円 0.3	億円 0.7	% 251.2
⑥		合計	億円 7	億円 12	% 172.0
⑦	1 簡 件 易 当 な た 接 り 触	申告漏れ課税価格 (③／①)	万円 283	万円 381	% 134.6
⑧		追徴税額 (⑥／①)	万円 34	万円 48	% 140.0

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



Ⅱ 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する実地調査の状況

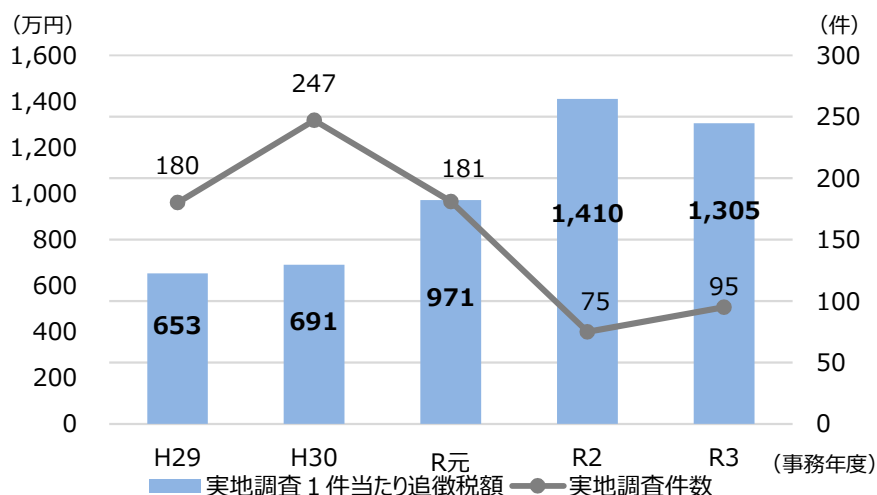
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和3事務年度においては、実地調査件数は95件（対前事務年度比126.7%）、実地調査1件当たりの追徴税額は1,305万円（同92.5%）でした。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

事務年度等 項 目			令和 2 事務年度	令和 3 事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数		75件	95件	126.7%
②	申告漏れの非違件数		65件	80件	123.1%
③	非違割合 (②／①)		86.7%	84.2%	▲ 2.5ポイント
④	申告漏れ課税価格		76億円	92億円	120.7%
⑤	追 徴 税 額	本税	9億円	10億円	115.3%
⑥		加算税	2億円	2億円	126.8%
⑦		合計	11億円	12億円	113.8%
⑧	1 実 件 地 当 調 た 査 り	申告漏れ課税価格 (④／①)	10,198万円	9,717万円	95.3%
⑨		追徴税額 (⑦／①)	1,410万円	1,305万円	92.5%

○ 無申告事案に係る調査実績の推移



2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、C R S 情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）をはじめとした租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和 3 事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は 24 件（対前事務年度比 150.0%）、非違 1 件当たりの海外資産に係る申告漏れ課税価格は 8,682 万円（同 147.1%）と増加しました。

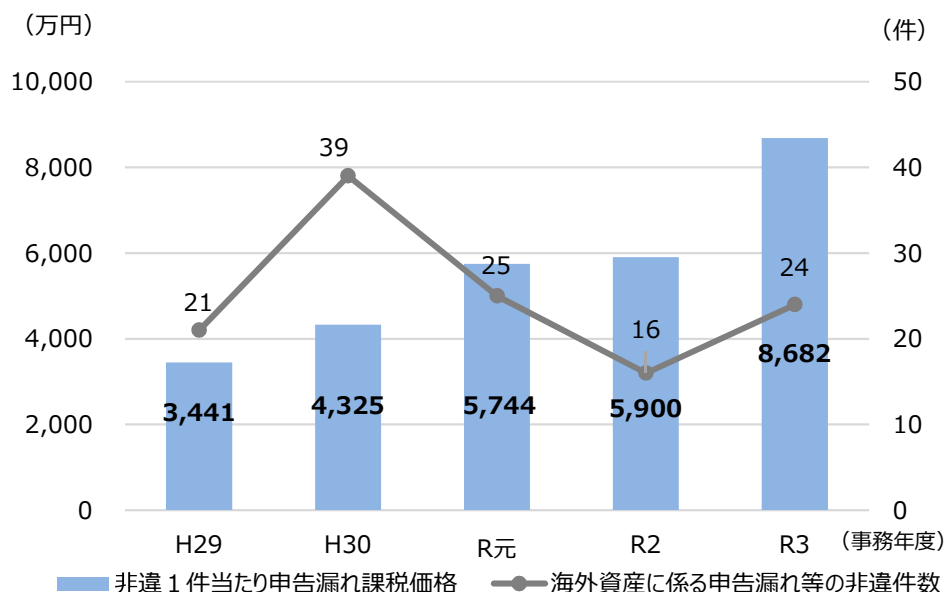
○ 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

事務年度等		令和 2 事務年度		令和 3 事務年度		対前事務年度比	
項 目							
①	海外資産関連事案に係る 実地調査件数	108 件		141 件		130.6 %	
②	海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	91	件	123	件	135.2	%
		16		24		150.0	
③	海外資産に係る 重加算税賦課件数	11	件	14	件	127.3	%
		3		4		133.3	
④	海外資産に係る 申告漏れ課税価格	41	億円	90	億円	217.6	%
		9		21		220.7	
⑤	④のうち重加算税賦課対象	8	億円	13	億円	160.2	%
		7		10		145.9	
⑥	非 違 1 件 当 た り の 海 外 資 産 に 係 る 申告漏れ課税価格（④／②）	4,531	万円	7,293	万円	161.0	%
		5,900		8,682		147.1	

（注） 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうちに海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 海外資産に係る調査事績の推移



3 贈与税に対する実地調査の状況

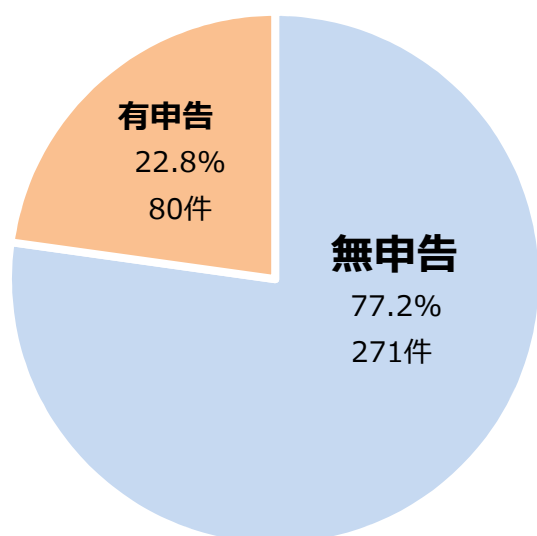
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和3事務年度においては、実地調査1件当たりの追徴税額は882万円（対前事務年度比476.9%）でした。

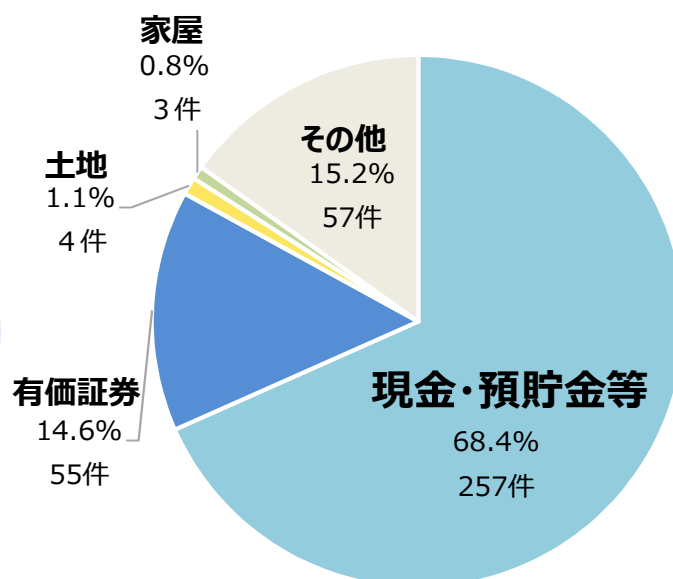
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

事務年度等 項 目		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	380件	379件	99.7%
②	申告漏れ等の非違件数	349件	351件	100.6%
③	申告漏れ課税価格	21億円	62億円	301.0%
④	追徴税額	7億円	33億円	475.6%
⑤	1 実地調査 件当たり 申告漏れ課税価格 (③/①)	543万円	1,638万円	301.8%
⑥	追徴税額 (④/①)	185万円	882万円	476.9%

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



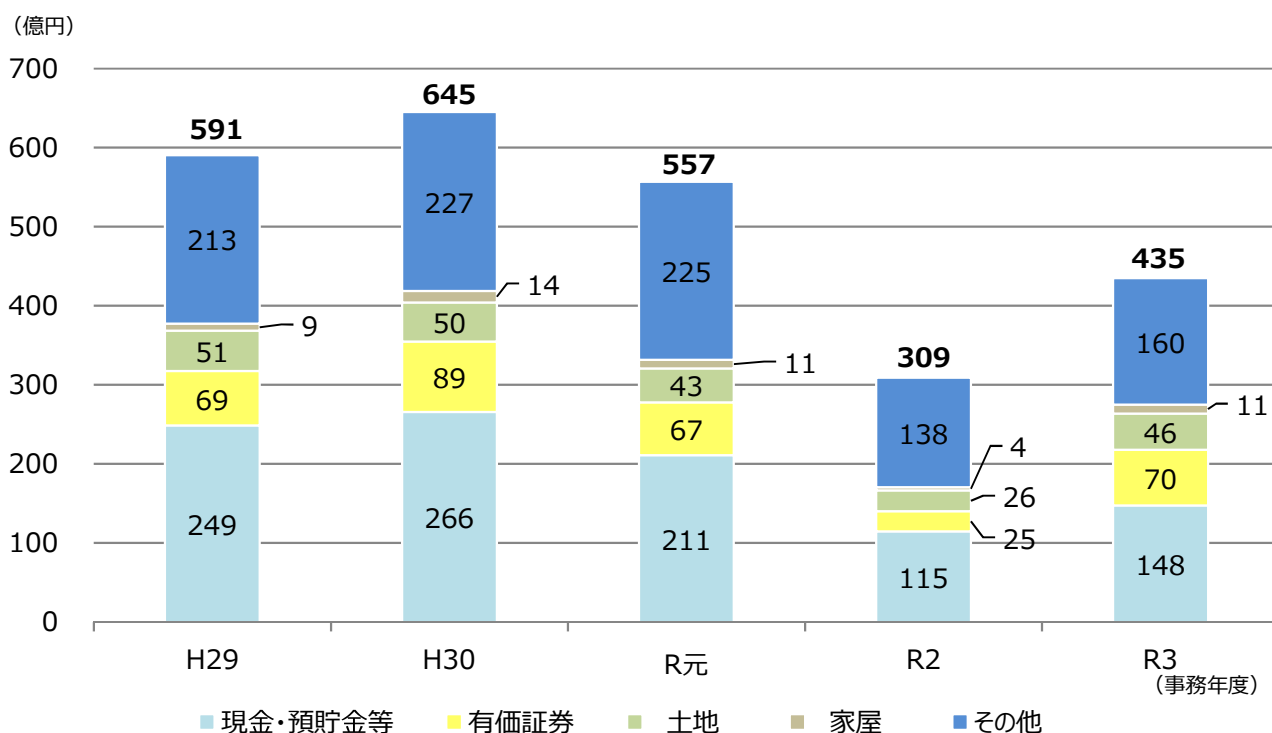
○ 調査事績に係る財産別非違件数



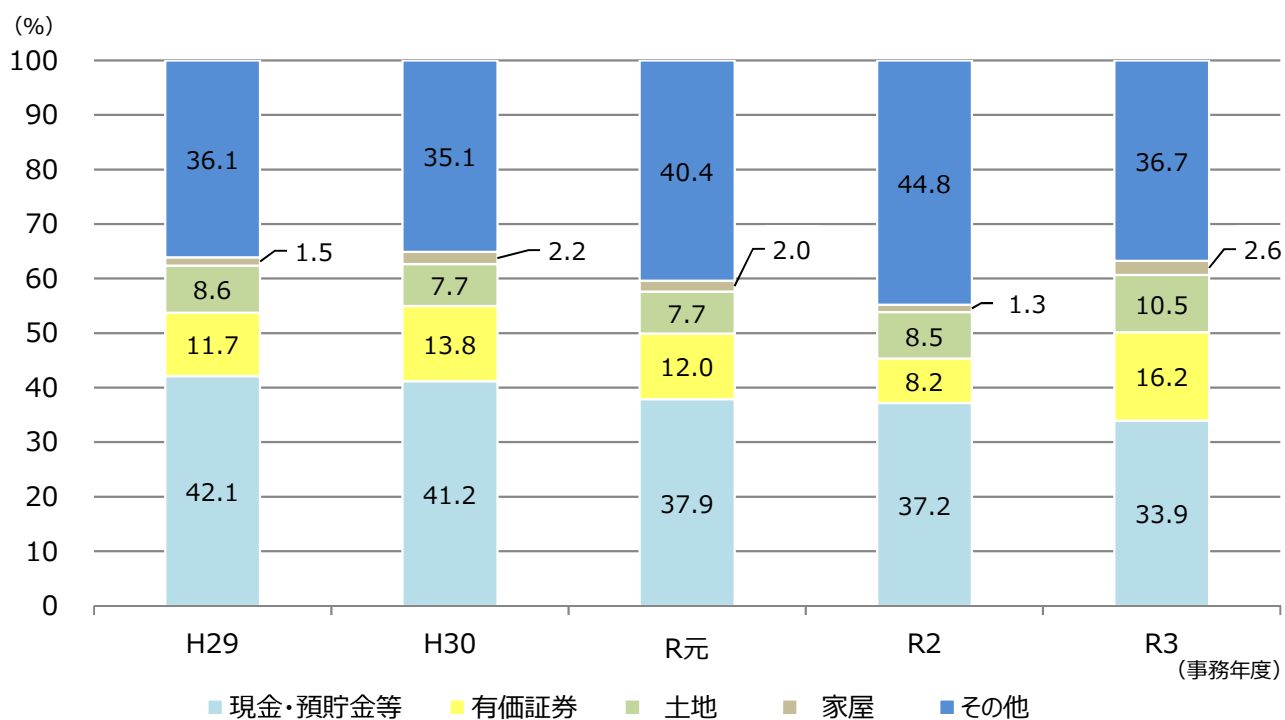
(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

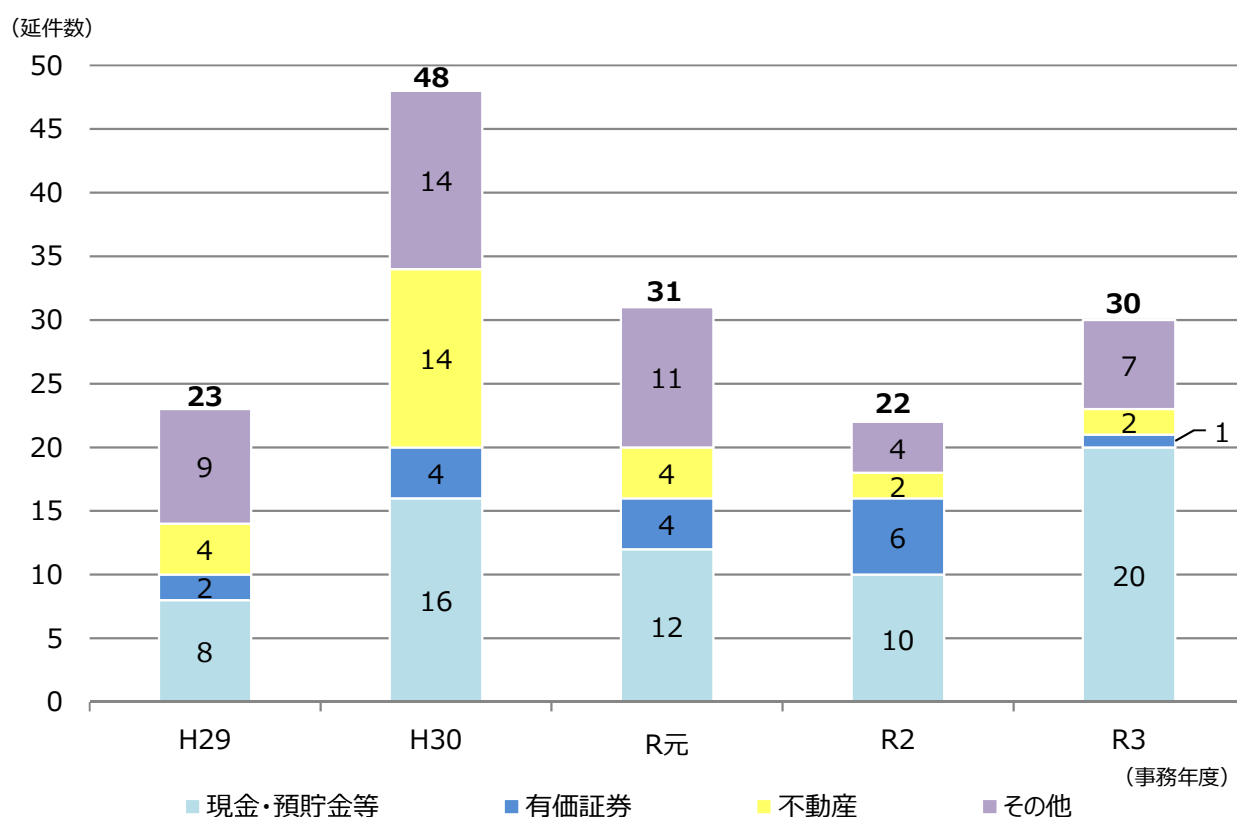
1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

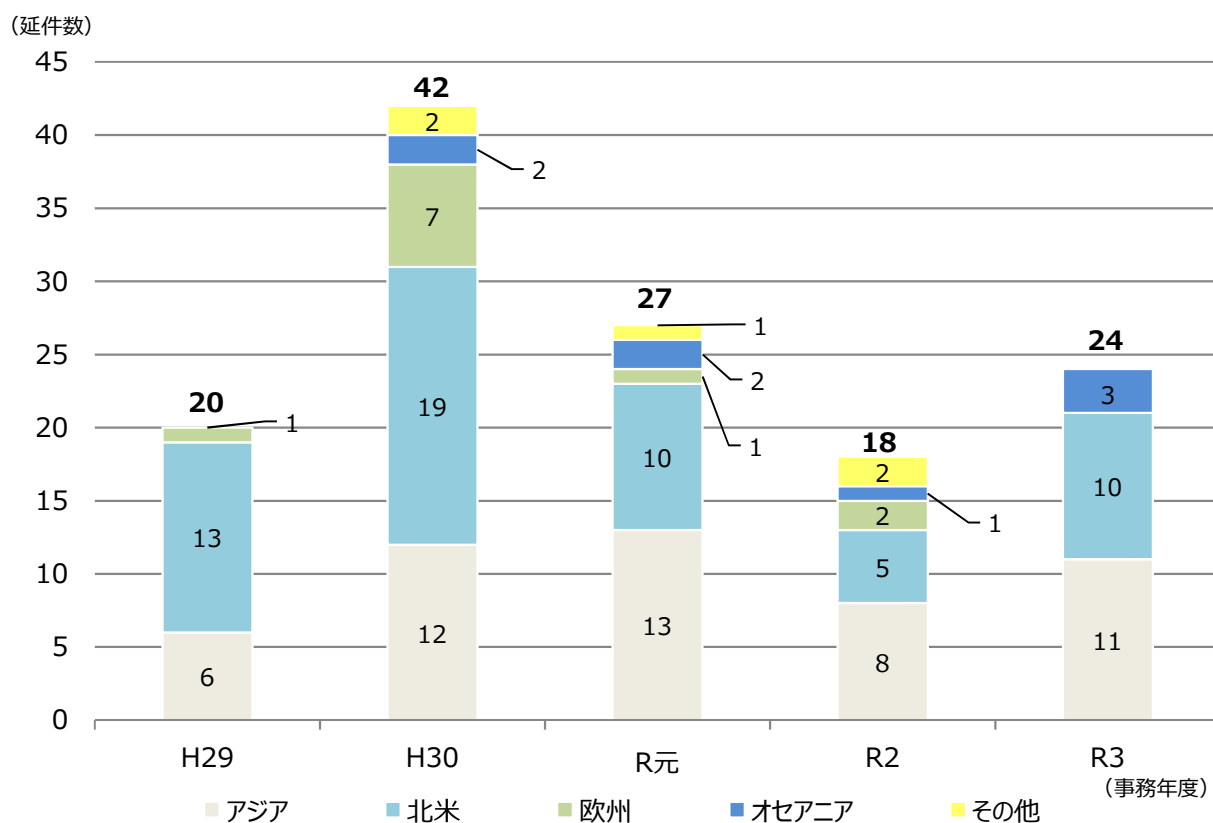


3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



(注)「延件数」とは、1つの事案において、複数の財産に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。

4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



(注)「延件数」とは、1つの事案において、複数の地域に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。